

京都市告示第401号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による，地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので，その旨を同条第3項の規定に基づき，告示し，計画書を縦覧に供します。

平成25年1月10日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

西之町まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成24年7月17日 第協003号

3 地域景観づくり協議地区の名称

西之町地域景観づくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

平成16年11月に決定した「新門前通西之町地区地区計画」の範囲

5 景観の保全及び創出の方針の概要

長い歴史の中で培われ，洗練され，優れた意匠・形態を有する京風町家や，整然とした和洋の建物の並ぶ町であるので，以下のまちづくりを目指す。

地区固有の風情ある街並み景観が保全されていることに加え，古美術商をはじめとする商環境や落ち着いた良質な住環境を維持し，個性的な魅力を持ち品格ある市街地環境の充実を図る。

現在の景観を保全し，これが悪化しないように後世に伝えていくと共に，能楽や京舞の伝統芸能の家元等が存在するので，これら日本文化の継承も大切にする。

魅力ある商行為や生活が営めるように職住共存の住環境を維持・増進していき安心して住める町を目指す。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成25年1月10日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）